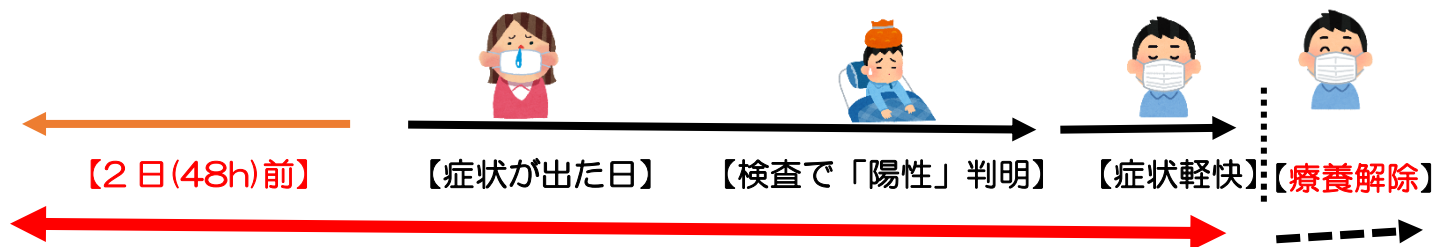


【新型コロナウイルス感染症陽性者と接触した人が濃厚接触者となり得る一定の期間（感染可能期間）】

＜例＞※陽性者と接触した人が濃厚接触者となり得る一定の期間



濃厚接触者：陽性者の症状が出た日（*無症状の場合は検体採取日）の2日(48h)前から、退院基準を満たすまでに接触があった場合、濃厚接触者になり得る。

【濃厚接触者の定義】

新型コロナウイルス感染症陽性者と感染可能期間¹に概ね以下の条件に当てはまる接触をした方を指します。

療養期間に加え、症状のある陽性者では発症日の2日前から、症状のない陽性者では検体を採取した日の2日前から退院基準を満たすまでの期間

【濃厚接触者の条件】

- 同居している人
- 長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

※ただし、これはあくまで原則であり、その他あらゆる状況を聞き取った上で保健所が総合的に判断します。

※厚生労働省 2022/2/4 新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について Q&A よくある質問 Q1 より抜粋

※濃厚接触者の解除期間の短縮について

- ・自費検査にて、4日目及び5日目の抗原定性検査キットにより陰性確認後、**5日目から解除**。

（注）・最終暴露日または感染防止対策を講じた日の翌日から、7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認に一層留意するとともに、ハイリスク者（高齢者や基礎疾患を有する方等感染時に重症化するリスクの高い方）との接触や入所施設等への不要不急の訪問等を避ける必要があります。

- ・抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（対外診断用医薬品）を必ず用いること。

新型コロナウイルスについては、知見の蓄積等により状況が変化がすることから、最新の情報は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。